自動車アセスメント試験対象車種の選定方法の一部改正について

1. 改正趣旨

試験対象車種の選定方法について、これまでのアセスメント評価検討会における議論 をふまえて、選定方法の一部を改正することとする。

- 2. 改正の内容
 - (1) 選定車種台数の前期・後期の内訳台数(変更)
 - 事業仕分けの関係上、平成23年度自動車アセスメント発表会を3月に開催する ことが検討されていたため、前期・後期の選定台数を「<u>(前期6車種、後期6車種</u> 程度)」していたが、従前の台数比率「<u>(前期5車種、後期7車種程度)</u>」に戻す 変更を行う。
 - (2) 車両価格が高価な車種の購入限度額等(変更)
 - 平成23年度第2回自動車アセスメント評価検討会での議論を踏まえ、「国産車・ 輸入車の中で各ブランドの主力車種であり販売台数も上位にあるにもかかわらず、 上限額400万円の制限から選定されない車種が複数出てきたことに伴い、各社に おける主力車種のアセスメントが出来る様に、予算の範囲内で可能な車種に限り、 購入上限額を「400万円」から「500万円」に変更する。
 - (3) 特別枠選定車種の取扱い(新規)
 - 社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車アセスメント評価結果を公表することが有益であると判断された自動車を販売実績にかかわらず選定することができる規定を追加する。
 - (4) 選定された車種における試験車両(新規)
 - <u>最量販グレードを試験車両とする規定を追加</u>すると伴に、<u>車種全体で安全性能に</u> <u>係るオプション装備の装備率が50%を超える場合</u>には、<u>当該装備を装着した最量</u> <u>販グレードを購入</u>する旨を規定する。
 - (5) 1 メーカーあたりの選定上限枠(新規)
 - 輸入自動車にあっては、<u>当該車種を輸入しているインポーターにおいて、前期・</u>
 後期毎に1車種を上限とする規定を追加する。
 - (6) 年度が変わることに伴う年度に係わる部分の改正

自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について 新旧対照表

新(案)	旧		
<u>平成24年度</u> 自動車アセスメント試験対象車種の選定方法について	<u>平成23年度</u> 自動車アセスメント試験対象車		
対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。	対象となる車種の選定は、次の原則に沿って行う。		
1. <u>平成24年5月末時点又は10月末時点</u> に新車として販売されている自動車から選定を行う。 前期は <u>平成24年5月末</u> 、後期は <u>平成24年10月末時点</u> で販売されているものの中から12車種程度	 <u>平成23年5月末時点又は10月末時点</u>に新車として販売 前期は<u>平成23年5月末</u>、後期は<u>平成23年10月末時点</u>で 		
<u>(前期5車種、後期7車種程度)</u> を選定する。	<u>(前期6車種、後期6車種程度)</u> を選定する。		
2. 直近1年間の販売実績が上位の車種(2.5に規定する特別枠選定車種を除く。)から選定する。			
ただし、モデルチェンジ等により1年間の販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実績 等も考慮して選定する。	販売実績が得られないものは、前のモデルの販売実績等		
① 自動選定	① 自動選定		
前期の選定においては、販売実績が年間2万5千台以上の車種は、5車種を上限に自動的に	前期の選定においては、販売実績が年間2万5千台		
選定することができる。なお、ニューモデル車種は発売から30日以後における年間換算台数が、	選定することができる。なお、ニューモデル車種は発見		
フルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は前モデルの販売実績が、年間換算2万5	フルモデルチェンジ車種は直近6ヶ月の販売実績又は		
千台以上となった時点で自動的に選定できる。 後期の選定においては、全車種を自動的に選定することができる。	千台以上となった時点で自動的に選定できる。 後期の選定においては、全車種を自動的に選定する		
2 OEM車の取り扱い	② OEM車の取り扱い		
OEM車の取り扱いについては、販売台数にかかわらず調査し、販売実績(年間換算)3,000	OEM車の取り扱いについては、販売台数にかかれ		
台以上のOEM車は販売実績に加算する。	台以上のOEM車は販売実績に加算する。		
 ⑤ 販売実績の算出方法 	 ⑤ 販売実績の算出方法 		
販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。	販売実績の算出にあたっては、以下の項目に関する		
(ア) 前期: <u>平成24年5月末時点</u> に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績	(ア) 前期: <u>平成23年5月末時点</u> に販売されている		
後期: <u>平成24年10月末時点</u> に販売されている新車の直近6ヶ月間の販売実績	後期:平成23年10月末時点に販売されている		
(イ) <u>平成23年11月以降</u> にフルモデルチェンジされた車種については、(ア)又はフルモデ	(イ) <u>平成22年11月以降</u> にフルモデルチェンジされ		
ルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販売実績×(<u>平成23年</u> の全小型・普通乗用	ルチェンジ前モデルの販売開始時6ヶ月間の販		
車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普通乗用車販売台数)の多い方。	車販売台数/前モデル販売開始年の全小型・普		
(ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮できないものについてはその実勢を考慮す	(ただし、前期モデルの販売実績を単純に考慮で		
る。) (ウ) ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車種については、販売実績×(183日/販売	る。) (ウ) ニューエデルズ6ヶ日期の販売実績が無い声		
日数)により算出する。ただし、平成24年5月末時点又は平成24年10月末時点で30日間	 (ウ) ニューモデルで6ヶ月間の販売実績が無い車 日数)により算出する。ただし、平成23年5月 		
しまったよう昇出する。たたし、 <u>十成24年5月末時点入は十成24年10月末時点</u> て50日間 以上の販売実績が無い車種については対象としない。	山上の販売実績が無い車種については対象とし		
④ 車両価格が高価な車種の取り扱い	④ 車両価格が高価な車種の取り扱い		
車両価格が <u>500万円</u> を超える車種については原則として選定しない。ただし、 <u>予算上、400万</u>	車両価格が400万円を超える車種については原則とし		
円を超える車種を複数選定することが困難な場合には、販売台数の上位車種の中から選定可能	選定候補の車種と比較して非常に多い場合等特段の必		
	ることとする。		
<u>また、500万円を超える車種であっても、</u> 販売実績が他の選定候補の車種と比較して非常に多			
い場合等特段の必要があると認められる場合は、選定できることとする。			

東車種の選定方法について

売されている自動車から選定を行う。 で販売されているものの中から12車種程度

ただし、モデルチェンジ等により1年間の 等も考慮して選定する。

台以上の車種は、5車種を上限に自動的に 発売から30日以後における年間換算台数が、 は前モデルの販売実績が、年間換算2万5

ることができる。

わらず調査し、販売実績(年間換算)3,000

る6ヶ月間の実績値を1年間に換算する。 る新車の直近6ヶ月間の販売実績 る新車の直近6ヶ月間の販売実績 れた車種については、(ア)又はフルモデ 販売実績×(<u>平成22年</u>の全小型・普通乗用 普通乗用車販売台数)の多い方。 できないものについてはその実勢を考慮す

車種については、販売実績×(183日/販売 <u>月末時点又は平成23年10月末時点</u>で30日間 しない。

として選定しない。ただし、販売実績が他の 必要があると認められる場合は、選定でき

⑤ 特別枠選定車種の取扱い 社会的ニーズ等を考慮し、自動車アセスメント評価検討会において、当該自動車の自動車ア セスメント評価結果を公表することが有益であると判断された場合には、販売実績にかかわら ず選定することができる。		
⑥ 選定された車種における試験車両 最量販グレードを試験車両とする。この場合において、最量販グレードに安全性能に係るオ プション装備があるものは、原則として車種全体の装備率が50%を超える場合にはこれを装備 する。ただし、当該装備をオプション装備した試験車両を市場(ディーラー等)で調達が可能 な場合に限る。		
 3. 選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は選定しない。 ① 早期にフルモデルチェンジが行われる予定の車種は、フルモデルチェンジ後の車種を購入して試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象としない。 ② マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期公表にあっては8月末、年度末公表にあっては11月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を調達することができる場合に試験の対象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車種を試験の対象とする。 	(選定後すぐにモデルチェンジが行われる予定の車種は通 早期にフルモデルチェンジが行われる予定の車種は、 て試験の実施に間に合う場合を除いて、選定の対象とし マイナーチェンジを予定している選定車種は、前期なっては11月末を期限としてマイナーチェンジ後の車種を 象とし、間に合わない場合はマイナーチェンジ前の車利
4. 1メーカーあたり4 車種を上限とする。	4.	1メーカーあたり4 車種を上限とする。
5. 輸入自動車にあっては、1インポーターあたり前期・後期毎に1車種を上限とする。		
<u>6.</u> これまで実施した車種であって、構造に変更がないものは選定しない。	<u>5.</u>	これまで実施した車種であって、構造に変更がないもの
7. 自動車製作者等から申し出があった車種や検討の結果、特に必要と認められた車種を選定する。	<u>6.</u>	自動車製作者等から申し出があった車種や検討の結果、

は選定しない。 は、フルモデルチェンジ後の車種を購入し としない。 期公表にあっては8月末、年度末公表にあ 種を調達することができる場合に試験の対

車種を試験の対象とする。

のは選定しない。

果、特に必要と認められた車種を選定する。